
相談したい

子ども・子育てに関する相談窓口

子育てに関する総合的な相談

深草支所子どもはぐくみ室【642-3879】（子育て相談担当）

妊娠から18歳までの子どもや子育てに関する相談支援や支援サービスの紹介などを行っています。

*子どもに係る手当や医療、保育所等の相談は、【642-3564】（子育て推進担当）へ

子育てなんでも相談【254-8993】（予約電話）（京都市子育て支援総合センター こどもみらい館）

医師や公認心理師等の専門家が乳幼児の子育てについて、身近なことから専門的なことまで様々な相談に応じます。（予約制）

こども相談総合案内 電話ガイド【254-8107】

子どもたちの不安や悩み、保護者の心配や気がかりなことなどへの相談。

*相談内容に応じて、適切な相談機関をご案内します。

来所相談（予約制）【254-1108】（京都市教育相談総合センター パトナ）

こども相談24時間ホットライン【351-7834】（京都市教育委員会）

子どもや子育てに関する悩みなどについての専任の相談員による電話相談

京都市第二児童相談所【612-2727】

子育ての不安、不登校、非行、子どもを家庭で育てられないなどの相談。対象は18歳未満。

*南区、伏見区（深草・醍醐支所管内を含む）以外にお住まいの方は児童相談所【801-2929】へ

健康・医療等に関する相談

子どもの保健医療相談【231-8005】（京（みやこ）あんしんこども館）

子どもの成長や病気など子育てにおいて直面する様々な不安や悩みについての小児科医や保健師等小児医療の専門家による相談

小児救急電話相談事業【#8000】

小児の「急な病気」や「けが」など。看護師または小児科医師による電話相談

京都市こころの健康増進センター【314-0874】

思春期・青年期のこころの健康に関する相談

児童虐待等に関する相談

子ども虐待SOS専用電話【801-1919】（京都市児童相談所・第二児童相談所）

児童虐待に関する相談・通告。〈いずれも24時間365日対応〉

*児童相談所開設時間帯は、各児童相談所で受付

児童相談所虐待対応ダイヤル【189】

悩み・いじめ等の相談

親と子のこころのほっとライン【801-1177】（京都市PTA連絡協議会）

育児や子どものことで悩んでいる保護者の方々や友達や勉強、身体のことなどで悩んでいる子どもたちのための相談電話

24時間子ども SOS ダイヤル【0120-0-78310】（電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続します。）

子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めていつでもいじめやその他の SOS をより簡単に相談できます。

京都市子ども・若者総合相談窓口【708-5440】（京都市中央青少年活動センター）

ニート、不登校等の状態にある子ども・若者（30歳代まで）の社会参加や社会的自立に関する相談

ヤングテレホン【551-7500】（京都府警察本部 少年サポートセンター）

非行問題や犯罪被害等の少年に関する各種相談を面接や電話等にて受付

子どもの権利・人権に関する相談

子どもの人権110番【0120-007-110】（法務局・人権擁護委員協議会）

いじめ、虐待、体罰など子どもの人権問題に関する相談電話

子どもの権利110番【231-2378】（弁護士会）

子どもに関わるあらゆる相談に子どもの権利に取り組んでいる弁護士が応じます。

（毎週金曜日 15:00~16:30）

子どもの発達に関する相談

京都市第二児童福祉センター（発達相談部門）【612-2700】

子どものこころやからだの発達に関する相談に総合的に応じます。*南区、伏見区（深草・醍醐支所管内を含む）以外にお住まいの方は京都市児童福祉センター【801-9182】へ

障害児（者）に関する相談

障害児（者）福祉サービス等の利用について、わからないことがあればお気軽にご相談ください。

京都市南部障害者地域生活支援センター「あいりん」【604-6159】

京都市南部障害者地域生活支援センター「ふかくさ」【641-2560】

京都市南部障害者地域生活支援センター「かけはし」【605-5752】

障害のある子どもの教育に関する様々な相談（子育て・就学・教育・卒業後の生活や就労について等）
窓口はお住まいの小・中学校区によってエリアが分けられています。

総合育成支援教育相談センター（育（はぐくみ）支援センター）各京都市立総合支援学校内
北 総合【431-6636】
白河総合【771-5510】

東山総合【561-3373】

東 総合【594-6501】

鳴滝総合【461-3221】

西 総合【332-4275】

呉竹総合【601-9104】

桃陽総合【641-2634】

制度・事業

未就学児の預かり

一時保育

一時的に保育所で乳幼児を預かる保育サービス

【対象】 生後57日目以降の乳幼児から小学校就学前までの児童

【利用日】 おおむね月曜～土曜 8：30～17：00（祝日・年末年始など実施施設の休所日は利用不可）

【保育時間】 実施時間における保育短時間（8時間）

* 申込み方法・利用料など詳しくは直接実施園にお問い合わせください。

休日保育

休日に保育が必要となる保育所入所児童、その他市内在住の就学前児童を預かる事業
（※申込み方法・利用料など詳しくは直接実施園にお問い合わせください。）

【実施日】 日曜・祝日 12/29・30（12/31～1/3 除く）

【保育時間】 実施施設における保育標準時間（11時間）

【北】 上総幼稚園(451-1196)

【中京】 おいけあした保育園(221-5122)

- 【山科】 おおやけこども園(581-6879)
- 【南】 東寺保育園(691-0247)
- 【右京】 みつばち菜の花保育園(323-3878)
- 【西京】 桂 保育園(391-6105)
- 【伏見】 改進黨育所(611-3268)

夜間保育

夜間の保育需要に対応できるよう、市内8カ所の保育所で夜間保育を実施しています。
(22:00まで)

お問い合わせは、深草支所子どもはぐくみ室子育て推進担当【642-3564】

小学生の預かり

トワイライトステイ

残業や夜間に及ぶ業務等で保護者の帰宅が一時的に遅くなり、生活指導や家事の面で困難を生じている場合に、午後10時まで子どもを預かる事業

【対象】小学生(6~12歳) 【利用時間】17:00頃~22:00

【送迎】行きは子ども自身。帰りは保護者の迎え。

※利用料についてはお尋ねください(食事代別途要)。

市内の児童養護施設、母子生活支援施設等13箇所にて実施

お問い合わせは、深草支所子どもはぐくみ室子育て相談担当【642-3879】

宿泊を伴う預かり

ショートステイ

保護者の疾病、出産、看護、事故、災害などにより、家庭での養育が一時的に困難となった子どもを一定期間養育する事業

【対象】小学校修了前の子ども(0歳~12歳)

【利用期間】一回の利用につき7日以内(1泊2日~6泊7日)

※利用料についてはお尋ね下さい(食事代別途要)。

市内の児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、里親支援・ショートステイ事業拠点等15箇所にて実施

お問い合わせは、深草支所子どもはぐくみ室子育て相談担当【642-3879】

病（後）児保育

病児・病後児保育

病気のために集団保育が困難なお子さんを医療施設に付設された施設で一時的に保育をしています（受入れできない感染症もあります。確認要）。

【利用対象】京都市内に在住する小学6年生までの児童で、病期中・病気回復期のため集団保育が困難な場合

【利用日時】月～金（日・祝日・12/29～1/3 除く。一部の施設については、土曜日の実施あり）
午前8時～午後6時（各施設により異なる）

【利用料】1日 2,000円（食事代等別途要）

※申込方法・利用時間など詳しくは、直接実施園にお問い合わせください。

【北】六合会診療所「ろくごうかい病児保育室」（411-1900）

【上京】京都府立医科大学病児保育室「こかも」（251-5272）※病児保育のみ

【中京】足立病院病児保育園「こだち」（221-7577）

【中京】京都市立病院院内保育所「青いとり保育園」（070-5363-6470）

【東山】京都第一赤十字病院「ぼけっと保育園」（561-1620）

【山科】洛和会音羽病院病児保育室「よつば」（0120-428-414）

【右京】林小児科循環器科病児保育園「バンビ」（465-0800）

【右京】京都民医連中央病院「病児保育所おりーぶ保育園」（862-5800）

【西京】三菱京都病院病児託児所「ひまわり」（392-5520）

【伏見】京都医療センター「病児保育室」（641-9161）

病後児保育

病気回復期にある児童（小学6年生まで）の育児を、仕事等の都合で家庭で保育できない場合、医療施設に付設された施設で一時的に保育をしています。

【利用日時】月～土（祝日除く）午前8時～午後6時

【利用料】1日 2,000円（食事代等別途要）

【北】京都博愛会保育園（781-1133）

※詳細は直接実施園にお問い合わせください。

その他

ファミリーサポート事業

子育ての援助を受けたい人（依頼会員：おねがいさん）と子育ての援助を行いたい人（提供会員：おまかせさん）とが会員となって子育ての助け合いを行う事業
保育園等の送迎や保育園・学童クラブ終了後、冠婚葬祭の際の子どもの預かり等
（※会員の資格・利用方法については下記へ）

京都市ファミリーサポートセンター深草支部（深草児童館内）【642-3525】

京都市ファミリーサポートセンター【682-6238】（直）
受付時間/月～土曜（日・祝・年末年始休み）10:00～17:00

産前産後ヘルパー派遣事業

母親が第三子以降の子又は多胎児の産前産後における家事・育児を行うことが困難な家庭（他に家事等を行う方がいない家庭）にヘルパーを派遣します。

利用対象：小学生以下の子どもが3人以上（産前は2人以上）いる家庭で第三子以降の産前産後の母親又は多胎児の産前産後の母親

派遣期間：出産予定日の2ヶ月前から出産（予定）日の2ヶ月後まで（年末年始を除く）

※多胎児出産の場合は、出産（予定）日の1年後まで

派遣回数：1日1回（1回当たり2時間以内）派遣期間を通じて16回以内

※多胎児出産の場合は32回以内

利用料：1時間800円（生活保護・市民税非課税世帯…無料）

お問い合わせは、深草支所子どもはぐくみ室子育て相談担当【642-3879】